

平成29年度決算に係る定期監査の結果に基づき講じた措置

監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
<p>総務部行財政改革局職員人材開発センター、会計管理局会計指導課</p>	<p><b>3 職員研修の充実強化について</b></p> <p>職員の資質向上は、限られた職員で行政の質を確保を図る上で重要であり、そのためには体系的な研修の実施は必要不可欠であることから、職員人材開発センターは、その中核的存在として、基礎研修をはじめ様々な研修を計画、実施しているが、体系的な基礎研修（指名研修）において、業務都合による欠席率が1割を超えるものがある。</p> <p>また、希望者が受講する能力開発・向上研修（選択研修）では、受講希望者が定数を超える受講希望がある一方、希望者が少ないものがあるなど、ばらつきがある。</p> <p><b>については、管理職が率先して研修の受講を勧奨するとともに、職場の協力体制を整える等、職員が研修に専念できるように引き続き取り組まれない。</b></p> <p><b>また、職員の知識やスキルを向上させるため、ニーズを踏まえた魅力のある研修の実施についても引き続き検討されたい。</b></p> <p>会計管理局では、会計事務に関する各種研修について、平成28年度決算に係る定期監査で不適切な会計処理があった所属を対象としたもの、新任出納員や新任会計員を対象としたもの、所属に直接出向いて行うもの等、対象者や方法を工夫しながら実施している。</p> <p>しかし、会計事務に係る不適切事例が依然として多く見受けられることから、平成32年4月から施行される内部統制が確実に機能するよう万全を期する必要がある。</p> <p><b>については、会計事務が適切に処理されるよう、実効性のある方策の導入を引き続き検討し、積極的に取り組まれない。</b></p> <p><b>また、研修の内容が所属全体で共有され、組織的な会計事務に活かされるような、OJTを意識した研修に積極的に取り組まれない。</b></p>	<p><b>【総務部行財政改革局職員人材開発センター】</b></p> <p>業務都合による欠席率を下げするため、受講決定の時期を早めるとともに、受講の優先度を高め、研修受講日程の確保を図るよう受講決定の際に所属長への注意喚起を行った。さらに、令和元年度は部局別欠席者数の公表を行った。引き続き、平成31年3月に改訂された「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」に基づき、各所属長に研修の重要性を訴えていくとともに、研修受講に配慮した業務スケジュールにするよう促していく。</p> <p>能力開発・向上研修において、受講希望者の増加を図るため、研修のタイトルや研修の案内を分かりやすく表記するよう工夫するとともに、階層別に受講を推奨する研修のチラシを作り配布するなどし、受講喚起を行った。</p> <p>現在も受講者アンケートや関係機関からの要望等でニーズの把握をしているところだが、研修内容のみならず、研修の実施時期や開催地域にもさらに配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた新しい生活様式である3密を避けた研修の実施や、保有する図書を活用、オンライン研修の実施の検討など一層魅力のある研修を企画する。</p> <p><b>【会計管理局会計指導課】</b></p> <p>会計管理局では、会計事務の適正化に向けた取組の一つとして、各所属に出向いて直接対面しながら個別具体的に必要な助言・指導を行う等の取組を平成30年度から新たに実施している。</p> <p>(1) 会計プチセミナー 全部局全所属を対象に、会計管理局職員が各部局や事務所に出向き、会計処理の留意点を説明。日頃の会計処理の疑問点等について相談に応じた。</p> <p>(2) 会計マンスリーサポート 課題を抱える所属に出向き、1～2</p>

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>ケ月集中的に支援を行い、監査指摘内容や実際の会計処理をチェックして明らかになった不適切な処理について、個別具体的なサポートを実施した。</p> <p>(3) 自己点検チェックリストによる自己学習  会計実地検査において、チェックリストにより会計処理にミスがないか自己点検する場を設け、会計事務を自ら学習し理解度を上げる取組を行った。</p> <p>令和元年度には業務適正化（内部統制）の取組も始まり、財務分野でも、直近の監査指摘等があった所属や不適切事務発生の可能性が高い所属を対象にした実地検査を行い、検査で確認された不適切事務について改善策を定めて再発防止を図るなど会計事務が適切に処理されるよう取り組んでいるところである。</p> <p>また、従来から実施している集合研修については、具体的な事例を用いてミスの傾向や間違いやすいポイントの説明、監査指摘等の案件を掘り下げて受講者と一緒に考える取組を講じるなど、OJTを意識した研修に努めたところ。</p>
<p>福祉保健部 健康医療局 健康政策課</p>	<p><b>4 がん罹患対策の推進について</b></p> <p>本県のがん死亡率は、全国平均より高い状況が継続していることから、県では平成20年度から第1次・第2次・第3次の鳥取県がん対策推進計画を策定して様々な対策を講じ、平成24年度には県独自でがん対策推進評価専門部会を設置して、なぜ本県が他地域と比べて高い水準にあるかなどについて、研究機関等と連携しながら原因解明の取組を進めたところである。</p> <p>しかし、75歳未満のがん年齢調整死亡率は減少傾向にあるものの、平成25年から平成27年まで3年連続で全国ワースト3位という状況にある。</p> <p>このような状況を打開するためには、鳥取県がん対策推進計画にも盛り込まれている予防に向けての取組が最も大切であるものの、がん発生との因果関係があるとされている指標（喫煙、塩分摂取、野菜不足、運動不足）は依然として改善されていない。</p> <p>その背景には、本県におけるがんによる死亡率やがんの発生要因が県民に十分に認識されていないことがあると考</p>	<p>(1) がん罹患率、死亡率の状況等についての県民理解の促進と県民運動としての展開</p> <p>平成30年10月から「とっとりのがん医療」、「私たちのがん検診」と題して6か月にわたる特集記事の連載、県政テレビにおける「がん検診」の放送、情報誌による乳がん検診の啓発等マスコミを通じての県民への理解促進に取り組んでいる。</p> <p>今後も引き続き、出張がん予防教室や鳥取県がん検診推進パートナー制度、鳥取県健康マイレージ支援事業等各種制度を通じ、市町村、医師会、健康対策協議会、協会けんぽ鳥取支部等保険者とも連携・協力し、県民に対してのがん予防対策の啓発を強化していく。</p> <p>(2) 喫煙・受動喫煙対策の強化</p> <p>喫煙・受動喫煙防止対策については、平成30年7月に健康増進法が一部改正され、「望まない受動喫煙」を防止するため、既存特定飲食提供施設が施</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>えられる。</p> <p><b>については、本県のがん罹患率・死亡率の状況等について県民への理解を促進し、がんの予防対策について県民運動として展開を図るなど取組をさらに強化されたい。</b></p> <p>胃がんの大きなリスク要因ともいわれているピロリ菌について、今年度から検査を無料にする事業に取り組んでいることは評価できるが、肺がんの大きなリスク要因とされている喫煙・受動喫煙については、取組が必ずしも十分な状況であるとはいいがたい。</p> <p>また、平成30年7月に健康増進法の一部改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類毎に一定の受動喫煙防止策が義務化され、国及び地方公共団体の責務についても明確化されたところである。</p> <p><b>については、さらなる喫煙・受動喫煙防止対策の強化を検討されたい。</b></p> <p>早期にがんを見つけるためには、がん検診受診が有効であるが、県民全体のがん検診受診率は正確に把握する仕組みがなく、受診率が向上しない背景・理由も正確に把握する仕組みがない状況である。</p> <p><b>については、市町村の取組による成果などを踏まえ、今後も一層、県民全体の受診率が上がる取組を検討されたい。</b></p>	<p>設の禁煙化を実施するための費用の一部助成や地域及び職域への卒煙アドバイザー派遣、従業員の卒煙に取り組む事業所への助成を実施している。</p> <p>令和2年4月1日の法の全面施行について、事業者への説明会の実施や県政だより及び新聞掲載による県民への啓発を実施しており、引き続き受動喫煙防止対策を進めていく。</p> <p>(3) 県民全体の受診率が向上する取組</p> <p>休日における検診車の活用やコールセンターの活用といった新たな手法による個別受診勧奨に必要な経費の一部を市町村に助成する等がん検診受診率向上のための施策を実施しており、がん検診受診率は全国平均よりも高くなっている。</p> <p>市町村担当者に対してのソーシャルマーケティング手法を活用したがん検診の促進に向けた研修・サポートの実施のほか、鳥取県保険者協議会においても「特定保健指導実施率向上対策事業」等を協働で企画・実施する等連携を強化している。</p> <p>また、新たに検診機関による職域がん検診の精密検査やテレビ番組と連動した乳がん、大腸がんの精密検査の受診勧奨強化を実施している。</p> <p>今後もより一層市町村、医師会、健康対策協議会、職域の保険者検診機関等とも連携・協力し、受診率向上に向け取り組んでいく。</p>
<p>教育委員会 事務局教育 人材開発課、 小中学校課</p>	<p><b>9 少人数学級及びエキスパート教員について</b></p> <p>平成13年度から実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画により、地方公共団体の判断で国の基準より少人数の学級編制を行うことが可能となったことを受け、本県では小1プロブレム、中1ギャップの解消など、学習面や生活面での成果を目標に、平成14年度から小学校1・2年生における30人学級、平成15年度から中学1年生における33人学級を実施するなど先進的な取組を推進してきた。</p> <p>また、平成23年度に完全実施となった新学習指導要領で、生きる力をより一層育むための教育の充実が強く求められ</p>	<p>(1) 少人数学級について</p> <p>児童・生徒達一人一人に対するきめ細かな指導を通して、学校が直面する授業の不成立や学校不適応等の教育課題を克服し、児童・生徒達の生きる力を育むことを目的とした少人数学級は、平成24年度からは全学級で導入されている。また、平成25年度以降は、毎年少人数学級実施校へ実施計画書及び実施報告書の提出を求めて各学校の成果検証を行い、さらに、毎年実施する全国学力・学習状況調査における実施教科の結果や質問紙の結果をとりまとめる中で児童・生徒の学力について検証してきた。</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>ていたことを踏まえ、本県では平成24年度から小学校3～6年生、中学校2・3年生にも拡充し、義務教育9年間の全ての学年を少人数学級としている。</p> <p>その結果、学級編制において学級規模を小さくすることで学習や生活指導面へのきめ細かい指導が期待され、児童・生徒の生活態度にもよりよい影響を与えるなどの効果が表れている。</p> <p>併せて、県はエキスパート教員の認定を進めるなど、学校全体の学力向上に向けた教育体制の充実強化を図ってきたところ、平成24年度の教師や児童、保護者へのアンケート調査では、少人数学級の導入の効果について、一定の成果が報告されている。</p> <p>少人数学級については、既に全面導入から6年が経過しており、これら全国に先駆けた取組の成果などに関心が高まっている。</p> <p><b>については、少人数学級の導入とエキスパート教員認定について、多角的な見地から効果を総括するとともに、導入目的達成に向けたさらなる推進施策を検討されたい。</b></p>	<p>その効果として、新たに少人数学級の対象となった生徒の保護者、教職員、市町村教育委員会に対して少人数学級の導入についての調査を実施したところ、</p> <p>○学習面では、教師が授業等において児童・生徒一人一人の学習状況を把握しやすくなったとともに、児童・生徒の側も、意見発表の機会や体験活動での作業の場などが増えたことから学習意欲や自己肯定感の向上につながった。</p> <p>○学校生活の面では、児童・生徒同士の関わり合いが増え、少人数学級導入前に比べて、落ち着いた人間関係を構築できるようになった。</p> <p>といった肯定的な評価を得ている。</p> <p>さらに、児童・生徒のアンケートからも学校の教育環境の改善が図られていることがうかがわれる。</p> <p>【参考：令和元年度全国学力・学習状況調査結果より】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」</li> </ul> <p>＜小学6年＞H26：69.6% ⇒ R1：74.0% (+ 4.4)</p> <p>＜中学3年＞H28：65.6% ⇒ R1：78.0% (+12.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくださいか」</li> </ul> <p>＜小学6年＞H28：88.0% ⇒ R1：92.2% (+ 4.2)</p> <p>＜中学3年＞H28：74.0% ⇒ R1：84.8% (+10.8)</p> <p>一方、問題点として、年度ごとに少人数学級実施校における成果や、児童・生徒の学力や学習意欲、仲間づくり、自己肯定感等に関する検証はしてきたものの、次年度以降の取組等に関するPDCAサイクルを意識した全県的・中長期的な効果検証が不十分という指摘もあることから、外部有識者や教育長代表、校長会長等で構成する学力向上プロジェクト会議を開催し、学力向上や教員の育成についての検</p>

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>討や指導主事の学校訪問の関わり方等を見直し検討するなど、短期・中長期的な視点で戦略的な対策を検討していくこととしている。</p> <p>また、平成24年度の少人数学級完全実施から7年が経過することもあり、保護者等や市町村教育委員会を含めた全県的な効果検証（調査）を行い、その中で運用上の課題等があれば市町村の意見も踏まえながら、一層効果の上がる方策を検討していくこととしている。さらに、令和元年度より、学力向上に加えて、教員の人材育成、働き方改革の視点を持って、TT指導（ティーム・ティーチング：1クラスを2名の教員で指導）、教科担任制指導等を行うなどの少人数学級の弾力的運用を各学校に推奨しており、学校課題の解決や時間外業務時間の縮減につながったのかも含めて、今後とも検証・推進していくこととしている。</p> <p>(2) エキスパート教員について</p> <p>他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図ってきたこの制度は、平成21年度からスタートし、令和元年度末までに延べ231人が認定され、その授業が公開されている。</p> <p>成果があった活動についてはエキスパート教員連絡協議会（参加対象者：エキスパート教員）において情報共有を図っており、教育実践及びエキスパート教員としての活動の充実に向けた情報交換を行うとともに、エキスパート教員同士の連携を強化してきたところである。</p> <p>制度の効果として、エキスパート教員の所属校アンケートにおいて、「エキスパート教員がいることで、他の教員の指導力により影響があったか」という質問に対して肯定的な回答が98%あり、影響の内容としては、校内研究の推進や授業研究会の活性化などに効果があったほか、エキスパート教員が他の教員のモデルとなってい</p>

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>ることなどが挙げられる。また、教員の指導力の向上のほか、児童・生徒の学力向上、学校組織の活性化、保護者等の信頼感の向上などにもよい影響を与えているという回答も得られている。</p> <p>問題点として、認定分野や地域毎の認定者に偏在があったことから、市町村教育委員会教育長の推薦を基に行っていた従前の認定ルートに加え、令和元年度からは、県教育委員会と市町村教育委員会が協議の上、市町村教育委員会教育長が推薦を行うという新規認定ルートを加えて、偏在解消に努めた。</p> <p>さらなる推進のため、令和元年度から教育センターの2年目研修に「エキスパート教員の公開授業」の1回以上の参観を位置付けたり、授業動画を教育センターの学校教育支援サイトに掲載したりするなど、授業公開を基軸としながら、若手の育成等においてエキスパート教員の指導技術を普及していく機会の拡大も図っているところである。</p> <p>今後も、県内教員のエキスパート教員の公開授業への参加促進などにより、エキスパート教員のより効果的な活用を図っていくこととしている。</p>